

入札公告（市有地売却）

一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

令和3年9月17日

小美玉市長 島田 穰一

1 売払い物件

- | | |
|------------|---------------------|
| (1) 物件番号 | 1 |
| (2) 物件の所在地 | 小美玉市上玉里字桜山50番18 |
| (3) 地目又は構造 | 山林 |
| (4) 公募面積 | 597㎡ |
| (5) 予定価格 | 金6,328,000円（最低売却価格） |

2 入札参加資格

売払財産の一般競争入札に参加することができる者（以下「入札参加者」という。）は、次の各号のいずれにも該当しない個人又は法人とする。

- (1) 法第238条の3に規定する公有財産に関する事務に従事する職員
- (2) 政令第167条の4第1項の規定に該当する者
- (3) 政令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する者で、当該各号に該当する事実があった日から3年を経過していないもの
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更正手続開始の決定がされていないもの
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員及び同法第32条第1項に規定する暴力団関係者又は売払財産を暴力団の事務所又は活動の用に供しようとする者
- (6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体若しくはその構成員又は売払財産を当該団体の事務所又は活動の用に供しようとする者
- (7) 市税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育料、市営住宅使用料、下水道受益者負担金・使用料、農業集落排水事業分担金・使用料、水道料金その他料金を滞納している者
- (8) 次条に掲げる提出書類に不備又は不正のある者

3 入札参加申請等

入札参加者は、次に掲げる書類を期日までに提出してください。

- (1) 普通財産一般競争入札参加申込書（様式第1号）
- (2) 誓約書（様式第2号）
- (3) 納税証明書又は非課税証明書
- (4) 身分証明書の写し
- (5) 住民票（個人の場合に限る。）
- (6) 印鑑証明書
- (7) その他市長が必要と認める書類

※2人以上の共有名義とする入札参加申込みをする場合は、当該2人以上の者全員の連名で前項の規定による申込みをしなければならない。この場合において、連名の者全員が前条に規定する者であってはならない。

※申請書様式は小美玉市公式ウェブサイトからダウンロードしてください。

4 入札参加申込書等の提出期間及び場所

(1) 提出期間

公告の日から令和3年10月6日（水曜日）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 提出方法及び場所

ア 郵送（簡易書留とする。）により入札参加申込書等を提出する場合は、上記の提出期日までに到着すること。

提出先：〒319-0192 茨城県小美玉市堅倉835 小美玉市役所 総務部 総務課宛

イ 持参により入札参加申込書等を提出する場合

提出先：茨城県小美玉市堅倉835 小美玉市役所 総務部 総務課

※持参して提出する際は、事前に小美玉市総務部総務課管財係までご連絡ください。

5 現場説明会 実施しない。

6 入札方法等

(1) 入札書の提出方法

①入札は、郵便入札とします。

※郵便入札については、「小美玉市郵便入札実施要綱」を熟読すること。

入札書は、令和3年10月13日（水曜日）以降に発送し、令和3年10月21日（木曜日）必着で書留等により下記郵便局へ留め置きで郵送してください。

②送付先 〒319-0106 堅倉郵便局留

【〒319-0192 茨城県小美玉市堅倉835番地】

小美玉市役所 総務部 総務課宛

③入札書の日付は開札日とし、市指定の様式を使用してください。

④入札回数は1回とする。

⑤入札書に記載する金額は、土地代（単位：円）を記載してください。

なお、必ず予定価格以上の金額を記載してください。

⑥入札書と合わせて入札保証金の領収書を添えてください。

⑦封筒は任意の二重封筒とし、中封筒（入札書入れる封筒）、表封筒（中封筒と入札保証金の領収書を入れる封筒）の「封筒記載例」を参照してください。

(2) その他

入札を公平に執行できないなど、特別な事情があると認められるときは、入札の執行を延期し、又は取り止めることがあります。

7 入札及び開札

(1) 入札日時：令和3年10月22日（金曜日）午前11時10分

(2) 入札場所：小美玉市役所 本庁舎 2階第2会議室

8 入札に参加する者が1者である場合の措置

入札に参加する者が1者であっても、入札を執行するものとします。

9 落札者の決定方法

(1) 開札後、入札物件に対し、市が設定する予定価格以上で、最高の入札価格の申込みをした者を落札者とします。

(2) 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、後日、くじにより落札者を決定します。なお、当該者がくじ引きに参加できないときは、入札事務に関係のない職員にくじを引かせて落札者を決定します。

1 0 入札の無効

(1) 次のいずれかに該当する場合の入札は、無効とします。

- ①入札について不正の行為があった場合
- ②入札書に記載した金額その他必要事項を確認しがたい場合又は記名押印のない場合
- ③入札価格が予定価格を下回る入札書

(2) この公告において示した入札参加資格のない者のした入札、申請書又は資料等に虚偽の記載をした者のした入札並びにこの公告及び小美玉市普通財産一般競争入札実施要綱において示した入札に関する条件に違反した入札は無効とします。

1 1 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金に関する事項

- ①入札参加者は、入札に参加する前までに入札保証金を納付してください。
- ②入札保証金は、入札期間終了後に還付します。ただし、落札者にあつては、契約締結後に還付します。なお、返還する入札保証金に際しては、利息を付しません。
- ③入札参加者は、入札金額の100分の5以上（1円未満の端数が生じたときには、これを切り上げる。）の入札保証金を市が発行する納入通知書により、入札書を提出（郵送）するまでに、市の指定金融機関等に納付してください。納入通知書については、小美玉市役所総務部総務課までご連絡いただければ、入札希望者あてにお送りいたします。
- ④落札者の納付した入札保証金は、落札者本人の申出により契約保証金又は売買代金に充当することができます。
- ⑤落札者が、小美玉市が定める契約締結期限までに契約を締結しない場合は、その落札を無効とし、入札保証金は小美玉市に帰属します。

(2) 契約保証金に関する事項

- ①落札者は契約締結の際に契約保証金を納付しなければならない。ただし、契約保証金充当依頼兼売払代金充当依頼書を申請することにより既納の入札保証金を契約保証金に充当することができます。
- ②契約保証金の額は、入札金額の100分の10以上とします。
- ③契約保証金は、落札者が契約内容に従って履行を行った後に返還します。なお、返還する契約保証金に際しては、利息は付しません。
- ④落札者の納付した契約保証金は、落札者本人の申出により売買代金に充当することができます。
- ⑤落札者は、小美玉市が定める売買代金の納付期限までに納付しない場合は、契約保証金は、小美玉市に帰属します。

1 2 問い合わせ先

〒319-0192

茨城県小美玉市堅倉835番地

小美玉市役所総務部総務課管財係

TEL : 0299-48-1111（代表） 内線1276

FAX : 0299-48-1199